



## 一、相关新法令、新政策

### 1 工商行政管理机关行政处罚程序规定

【发布单位】国家工商行政管理总局  
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 28 号  
【发布日期】2007-09-04  
【实施日期】2007-10-01  
【提 示】该规定对工商行政管理机关实施行政处罚应遵循的原则、行政处罚案件的管辖、行政处罚的程序（包括一般程序和简易程序）、行政处罚核审、行政处罚决定、行政处罚的执行等进行了详细规定。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914\\_23979.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914_23979.htm)

### 1 工商行政管理机关行政处罚案件听证规则

【发布单位】国家工商行政管理总局  
【发布文号】国家工商行政管理总局令第 29 号  
【发布日期】2007-09-04  
【实施日期】2007-10-01  
【提 示】该规则对听证的含义、工商行政管理机关举行听证应遵循的原则、听证的申请和受理、听证的程序等进行了详细规定。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914\\_23980.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914_23980.htm)

### 1 宁波市危险化学品道路运输安全管理规定

【发布单位】宁波市人民政府  
【发布文号】宁波市人民政府令 148 号  
【发布日期】2007-08-28  
【实施日期】2007-11-01  
【提 示】在宁波市内从事危险化学品的装卸和道路运输及相关安全监督管理活动，适用该规定。该规定强化了以下安全监管措施：  
n 落实危险化学品充装或装载单位的安全生产责任与义务，要求其在充装、装载前对危化车辆及人员情况进行查验，对于不符合条件的车辆不得给予充装；  
n 设立登记服务点，为进入宁波市的外地危险化学品车辆提供卫星定位仪免费借用服务，并将车辆人员及运输信息录入道路运输监管信息系统。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.nbjd.gov.cn/news\\_read.php?id=72620](http://www.nbjd.gov.cn/news_read.php?id=72620)

## 一、関連する新法令、新政策

### 1 工商行政管理機関行政処罰手続規定

【発布機関】国家工商行政管理総局  
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 28 号  
【発布日】2007-09-04  
【施行日】2007-10-01  
【コメント】本規定は工商行政管理機関が行政処罰を行なう際に従うべき原則、行政処罰案件の管轄、行政処罰の手続（一般手続と簡易手続を含む）、行政処罰審査、行政処罰決定、行政処罰の執行などにつき詳細な規定を行なっている。  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914\\_23979.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914_23979.htm)

### 1 工商行政管理機関行政処罰案件聴聞規則

【発布機関】国家工商行政管理総局  
【発布番号】国家工商行政管理総局令第 29 号  
【発布日】2007-09-04  
【施行日】2007-10-01  
【コメント】本規則は聴聞の含意、工商行政管理機関が聴聞を行う際に従うべき原則、聴聞の申請と受理、聴聞の手続などにつき詳細な規定を行なっている。  
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914\\_23980.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMDData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fqs/gzdt/t20070914_23980.htm)

### 1 寧波市危險化學品道路輸送安全管理規定

【発布機関】寧波市人民政府  
【発布番号】寧波市人民政府令 148 号  
【発布日】2007-08-28  
【施行日】2007-11-01  
【コメント】寧波市内にて行なわれる危険化学品の積み卸し、道路輸送および関連する安全管理活動については、本規定が適用される。本規定は次に示す安全管理措置を強化している。  
n 危険化学品の注入・積載を行なう団体の安全生産責任および義務を徹底し、これら団体に対し、注入・積載を行なう前に危険化学物品輸送車両およびスタッフの状況につき点検を行ない、条件を満たさない車両には注入・積載を認めない。  
n 登記サービススポットを設立し、寧波市内に立ち入る同市外の危険化学物品の車両のために GPS 機の無料貸し出しサービスを実施し、且つ輸送スタッフおよび輸送の情報を道路輸送

管理情報システムに送信する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。  
[http://www.nbjd.gov.cn/news\\_read.php?id=72620](http://www.nbjd.gov.cn/news_read.php?id=72620)

## I [关于两用物项和技术经营企业建立内部出口控制机制的指导意见](#)

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2007 年第 69 号

【发布日期】2007-08-29

【提 示】根据该指导意见，从事两用物项和技术研发、生产及进出口企业，应建立企业内部出口控制机制，包括制定出口审查程序，对出口物项、出口国别、最终用户和用途、客户的支付方式、出口运输路线等进行审查。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200709/20070905071676.html>

## I [軍需転用可能物および技術を経営する企業内部に輸出統制体制を築くことに関する指導意見](#)

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部公告 2007 年第 69 号

【発布日】2007-08-29

【コメント】本指導意見によると、軍需転用可能物・技術の研究開発、生産および輸出を行なう企業は、企業内部に輸出統制体制を築かなければならず、これには輸出審査手続が含まれ、輸出品、輸出先(国名)、エンドユーザーと用途、代金支払い方法、輸出の輸送路線などにつき審査を行なう。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200709/20070905071676.html>

## I [金融机构间货币经纪和交易行为指引](#)

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】银监发〔2007〕72 号

【发布日期】2007-08-30

【实施日期】2007-08-30

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200709148A28BF65F62DE53DFF7E461B54D2EE00>

## I [金融機構間における通貨ブローカー及び取引行為の手引き](#)

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】銀監発〔2007〕72 号

【発布日】2007-08-30

【施行日】2007-08-30

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200709148A28BF65F62DE53DFF7E461B54D2EE00>

### 【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

### 【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

## 二、関連する新着情報

### I [《企业所得税法》实施条例下月征求意见](#)

据悉，《企业所得税法》的实施条例（草案）经过了数次修改，目前已提交国务院法制办公室，并有望在 2007 年 10 月面向社会征求意见。根据目前的草案：

- n 基本明确了“小型微利企业”的衡量标准。
- n 是否拥有国家自主知识产权、高新技术

### I [「企業所得税法」実施条例は来月意見を募集](#)

情報筋によると、「企業所得税法」の実施条例（草案）は数回の修正を経て、現在既に国务院法制办公室に提出されており、2007 年 10 月には社会に向け意見を募る見込みである。現時点での草案によると次の通りである。

- n 「小型薄利企業」の評価基準を基本的に明確化した。

产品和服务的研究开发费用占企业当年收入的比重等，可能成为高新技术企业的衡量标准。

- n 享受企业所得税过渡期优惠的企业设立时间将以工商注册时间为准。
- n 外资企业普遍存在的“转移定价”行为将被进一步规范。企业将被要求提供其与关联方之间业务往来的资料，如果不能真实反映关联业务往来的情况，税务机关有权依法核定应纳税所得额。
- n 针对由“居民企业，或者由居民企业和中国居民控制的”设立在“实际税负明显低于”中国税率的国家和地区的企业，对这类企业的利润分配方式也做了相关规定。

(摘自 2007 年 09 月 10 日《21 世纪经济报道》)

- n 国家自主知的財産権、ハイテク製品・技術の研究開発費用が企業のその年の収入に占める割合などが、ハイテク企業の評価基準になる可能性がある。
- n 企業所得税の過渡的措置を受ける企業の設立時とは工商登記がなされた時点を基準とする。
- n 外資企業に普遍的に存在する「価格移転」行為は更に規範化される。企業は自己と関連会社との間の業務やり取りを示す資料を提出することを要求され、関連業務のやり取りを正しく反映できない状況においては、税務機関は法により見なしの納税所得額を適用することができる。
- n 居民企業、又は居民企業及び中国居民が統制する、実際の税務負担が明らかに中国の税率より低い国および地域に設立された企業を対象として、これらの企業の利潤の分配方式につき関連する規定を行なった。

(2007 年 9 月 10 日「21 世紀經濟報道」より)

#### I 《应收账款质押登记办法》公开征求意见

中国人民银行起草了《应收账款质押登记办法（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见。征求意见稿包括以下内容：

- n 应收账款是指权利人因提供一定的货物、服务或设施而获得的要求义务人付款的权利，包括现有的和未来的金钱债权以及产生的收益，但不包括因票据或其他有价证券而产生的付款请求权。
- n 应收账款包括但不限于下列权利：销售产生的债权，包括销售货物，供应水、电、气、暖，知识产权的许可使用等；出租产生的债权，包括出租动产或不动产；提供服务产生的债权；公路、桥梁、隧道、渡口等不动产收费权；提供贷款或其他信用产生的债权。
- n 中国人民银行征信中心是应收账款质押的登记机构；
- n 应收账款质押登记由质权人办理，质权人可以委托他人办理登记。应收账款质押登记通过互联网进行。

备注：

查看《应收账款质押登记办法（征求意见稿）》的全文，请点击以下网址：

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2361>

(摘自 2007 年 09 月 10 日中国人民银行网站)

#### I 「売掛債権質権登記弁法」が公開意見を募集

中国人民銀行は「売掛債権質権登記弁法（意見募集稿）」を起草し、社会一般に公開意見を募っている。意見募集稿には次の内容が含まれている。

- n 売掛債権とは、権利人がある貨物やサービス又は設備を提供することにより得た義務人に支払いを求めることのできる権利をいい、現在既に発生しているものと将来発生する金銭債権および発生する収益を含むが、手形や有価証券により発生する支払請求権は含まない。
- n 売掛債権には次のものを含むがこれらには限らない。販売により発生した債権（商品の販売、水道、電気、ガス、スチームの供給、知的財産権のロイヤリティーなどを含む）。リースにより発生した債権（動産又は不動産のリースを含む）。サービスの提供により発生した債権（自動車道路、橋、トンネル、渡し場などの不動産の使用料徴収権を含む）。融資又はその他の信用サービスの提供により発生した債権。
- n 中国人民銀行徴信中心（信用調査センター）が売掛債権質権の登記機関である。
- n 売掛債権質権登記は質権者が行い、質権者は他人に代理登記を委託することができる。売掛債権質権登記はインターネットを通して行なう。

備考：

「売掛債権質権登記弁法（意見募集稿）」の全文をご覧になるには、下記 URL をクリックしてください。

<http://www.pbc.gov.cn/detail.asp?col=100&id=2361>

(2007 年 9 月 10 日付けの中国人民銀行ネットより)



**I 加工貿易（限制類）現行銀行保證金台帳制度簡介**

**n 海关对企业的分类管理**

根据中国法律规定，中国海关根据企业的经营状况、报关情况、遵守海关法律法规情况等，设置如下 A、B、C、D 四个管理类别，对企业实施动态的分类管理：

管理类别	法定条件
A	同时符合以下条件的，认定为 A 类： 1. 注册登记二年以上，并且连续二年无走私违规行为记录、无拖欠海关税款情事、加工贸易合同按期核销，进口海关必检商品签订检验协议后二年内无申报不实记录； 2. 向海关提供的单据、证件真实、齐全、有效； 3. 有正常的进出口业务； 4. 会计制度完善；财务账册健全，科目设置合理，业务记录真实可信； 5. 指定专人负责海关事务； 6. 连续二年报关单差错率在 5% 以下； 7. 凡设有存放海关监管货物仓库的企业，其仓库管理制度健全，仓库明细账目清楚，入库单、出库单（包括领料单）等实行专门管理，做到账货相符。
B	不符合 A 类条件，同时未出现 C、D 类情形的，认定为 B 类。
C	出现以下情形之一的，认定为 C 类： 1. 一年内出现两次违规行为，或偷逃应缴税款 5 万元人民币以上、不满 50 万元人民币； 2. 拖欠海关税款 100 万元人民币以下； 3. 账册管理混乱，账簿、资料不能真实、有效地反映进出口业务情况； 4. 遗失重要业务单证或拒绝提供有关账簿、资料，致使海关无法监管； 5. 不按规定办理加工贸易合同核销手续； 6. 一年内报关单差错率在 10% 以上； 7. 出借企业名义，供他人办理进出口货物报关纳税等事宜； 8. 在进出口经营活动中被商务主管部门给予通报批评、或警告等行政处罚。

**I 加工貿易（制限類）現行の銀行保證金台帳制度についてのご紹介**

**n 税関による企業に対する分類管理**

中国法にの規定によると、中国税関は、企業の経営状況、通関状況、税関の法律や法規の遵守状況などに基づき、次の A 類、B 類、C 類、D 類という 4 つの管理類型を設け、企業に対し動態的な類別管理を実施している。

管理类别	法定要件
A 類	下記の各要件を同時に満たす場合は、A 類と認定される。 1. 登録・登記より 2 年以上が経過しており、且つ連続して 2 年間密輸や違反行為の記録がなく、税関の税金を滞納しておらず、加工貿易契約を期日通りに消し込みしており、輸入検査必須商品の検査免除協議締結後 2 年間不実申告の記録がないこと。 2. 税関に提供した書付、証明書が真実であり、不足がなく、有効であること。 3. 正常な輸出入業務を行なっていること。 4. 整った会計制度を有すること。つまり、財務帳簿が健全であり、勘定科目の設定が合理的で、業務記録に信憑性があること。 5. 専門の人員を指定して税関の事務にあたらせていること。 6. 連続して 2 年間の通関書のエラー率が 5% 以下であること。 7. 税関による監督管理貨物を保管する倉庫を設置している全ての企業で、その倉庫管理制度が健全で、倉庫の明細帳簿の記載が明白で、入庫・出庫伝票（原料受領書を含む）などにつき専門的管理を行っており、帳簿の記載と貨物が一致していること。
B 類	A 類の要件にあてはまらず、同時に C、D 類の状況が存在していない場合、B 類と認定される。
C 類	下記の状況いずれか一つが認められる場合は、C 類と認定される。 1. 一年間に 2 度の違反行為があったか、又は 5 万以上 50 万人民币未満の脱税行為があった。 2. 税関の税金 100 万人民币以下を滞納している。 3. 帳簿の管理が混乱し、帳簿や資料が輸出入業務の状況を正しく、有効に反映することができない。 4. 重要な業務上の書付証書の紛失、又は関連する帳簿や資料の提出拒絶が税関による監督管理を困難にさせた。 5. 規定通りに加工貿易契約の消し込み手続きが行われていない。 6. 1 年間の通関書のエラー率が 10% 以上である。 7. 名義貸しにより、他人が輸出入通関、納税等を行うのに供した。

D	<p>出现以下情形之一的，认定为D类：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 二年内走私偷逃应缴税款 50 万元人民币以上（多次走私应累计）；</li> <li>2. 伪造、涂改进出口许可证或批件；</li> <li>3. 走私国家禁止进出口物品；</li> <li>4. 拖欠海关税款 100 万元人民币以上；</li> <li>5. 利用假手册、假报关单、假批件骗取加工贸易税收优惠；</li> <li>6. 在承运监管货物的运输工具上私设夹层、暗格；</li> <li>7. 被商务主管部门暂停或撤销对外贸易经营许可；</li> <li>8. 已构成走私罪并经司法机关依法追究刑事责任。</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. 輸出入に関する業務活動中に、商務主管部門より公開批判を受けたか又は警告などの行政処罰を受けた。</li> </ol>
D類	<p>下記の状況いずれか一つが認められる場合は、D類と認定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 二年間に密輸により 50 万人民币元以上を脱税した（多数回の密輸行為の累計）。</li> <li>2. 輸出入許可証又は許可書類を偽造、改ざんした。</li> <li>3. 国が輸出入を禁ずる物品を密輸した。</li> <li>4. 税関の税金 100 万人民币元以上を滞納している。</li> <li>5. 偽の手帳、偽の通関書、偽の許可書類を使用して加工貿易の税優遇措置を受けた。</li> <li>6. 保税貨物を請負運送する運送手段内を二重にしたり隠し収納を設けた。</li> <li>7. 商務主管部門より対外貿易許可を一時免停とされたか又は取り消された。</li> <li>8. 既に密輸罪を構成し、且つ司法機關より法に基づき刑事責任を追及された。</li> </ol>

n 加工貿易（限制類）現行政策

根据中国法律规定，中国目前对加工贸易（限制类），主要从商品类别和企业区域两方面进行限制：

限制类型	具体限制政策
商品类别	限制进口类商品：将加工贸易所需进口料件列入加工贸易限制类目录。
	限制出口类商品：将加工贸易制成品列入加工贸易限制类目录。
	限制进口/出口类商品：将加工贸易所需进口料件和制成品均列入加工贸易限制类目录。
企业区域	<p>东部地区（包括北京、上海、天津、辽宁、河北、山东、江苏、浙江、福建和广东；下同）：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 对 2007 年 07 月 23 日前获得外贸权的企业（以下简称“原有企业”），可以继续从事限制类商品的加工贸易业务；</li> <li>2. 对 2007 年 07 月 23 日后获得外贸权的企业（以下简称“新设企业”），不能从事限制类商品的加工贸易业务；</li> <li>3. 已承接过委托加工、但不具有外贸权的加工企业，在 2007 年 10 月 23 日前向所在地商务主管部门申请备案，并取得了外贸权的，不视为新设企业，可以继续从事限制类商品的加工贸易业务。</li> </ol>
	中西部地区（除东部地区外的其他地区）：原有以及新设企业，均可以从事限制类商品的加工贸易业务。

n 加工貿易（制限類）の現行の政策

中国法の規定によると、中国は現在、加工貿易（制限類）について、主に商品類別と企業区域の両面から制限を行なっている。

制限の類型	具体的制限政策
商品類別	制限輸入類商品：加工貿易に必要な輸入原料を加工貿易制限類目録に記載。
	制限輸出類商品：加工製品を加工貿易制限類目録に記載。
	制限輸出/輸入類商品：加工貿易に必要な輸入原料及び加工製品をどちらも加工貿易制限類目録に記載。
企業区域	<p>東部地区（北京、上海、天津、遼寧、河北、山東、江蘇、浙江、福建及び広東、以下同じ）：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2007 年 7 月 23 日以前に対外貿易権を取得した企業（在来企業）は、制限類商品の加工貿易業務を継続して行なうことができる。</li> <li>2. 2007 年 7 月 23 日以後に対外貿易権を取得した企業（新設企業）は、制限類商品の加工貿易業務を行なうことはできない。</li> <li>3. 既に委託加工を引き受けているが、対外貿易権を具備していない加工企業は、2007 年 10 月 23 日までに所在地の商務主管部門に備案を申請し、且つ対外貿易権を取得した場合は、新設企業とは看做さず、引続き制限類商品の加工貿易業務を行なうことができる。</li> </ol>
	中西部地区（東部地区外のその他の地域のこと）：在来企業及び新設企業のどちらも、制限類商品の加工貿易業務を行なうことができる。

n 加工貿易（限制類）現行銀行保証金台帳制度

根据中国法律规定，银行保証金台帳制度是指从事加工貿易业务的企业向指定銀行申請設立加工貿易保証金台帳，加工成品在規定的加工期限內全部出口，經海關核銷後，由銀行核銷保証金台帳的制度。實踐中根據不同的情形，銀行保証金台帳制度實行空轉和實轉的制度：

1. 空轉是指企業為開展加工貿易業務，在指定的中國銀行開設保証金台帳，但并不向銀行交付保証金（包括現金、保付保函等多種形式；下同）的台帳運作方式。
2. 實轉是指企業為開展加工貿易業務，在指定的中國銀行開設保証金台帳，並將保証金存于海關在中國銀行設立的指定賬戶，企業在加工產品出口並辦理核銷手續後，銀行退還保証金及其相當于活期存款的利息的台帳運作方式。

根据中国法律规定，中国目前对加工貿易（限制類），区分不同的企業管理類別、商品類別、企業區域，實行如下不同的銀行保証金台帳制度：

管理類別	商品類別	企業區域
A/B	限制進口類商品，以及限制進口/出口類商品，應繳納台帳保証金為： 全部限制類進口商品應繳進口關稅和進口環節增值稅之和×50%	東部地區實行銀行保証金台帳“實轉”管理。 中西部地區實行銀行保証金台帳“空轉”管理。
	限制出口類商品，應繳納台帳保証金為： 保稅進口料件備案總金額×（限制類商品出口備案總金額/加工貿易出口商品備案總金額）×綜合稅率（目前為 22%）×50%	
C	不論加工貿易（限制類）商品類別和企業區域，均按全部保稅進口料件應繳進口關稅和進口環節增值稅之和 100%繳納保証金，且實行銀行保証金台帳“實轉”管理。	
D	不能從事加工貿易（包括限制類）業務。	

需要指出的是，以上制度不適用於出口加工區、保稅區等海關特殊監管區域（海關特殊監管區域，目前不實行銀行保証金台帳制度），以及海關特殊監管區域外以深加工結轉方式在境內轉入限制進口類商品和轉出限制出口類商品的加工貿易業務。

n 加工貿易（限制類）現行的銀行保証金台帳制度

中國法的規定によると、銀行の保証金台帳制度とは、加工貿易業務を行う企業が指定銀行にて加工貿易保証金台帳の開設を申請し、加工製品を定められた加工期間内に全て輸出し、税関における消し込みを経た後、銀行が保証金台帳を消し込む制度をいう。実務上は、異なる状況により、保証金台帳制度は「空転」と「実転」の制度を実施している。

1. 「空転」とは、企業が加工貿易業務を展開する際に、指定の中国銀行にて保証金台帳を開設するが、しかし、銀行に保証金（現金や銀行保証などの様々な形式を含む、以下同じ）を振込まない台帳操作方式である。
2. 「実転」とは、企業が加工貿易業務を展開する際に、指定の中国銀行にて保証金台帳を開設し、且つ保証金を税関が中国銀行に開設している指定の口座に振込み、企業が加工製品の輸出を完了し消し込み手続を終えた後に、銀行はこの保証金に相当する額の普通預金の利息を付けて返還する台帳操作方式をいう。

中国法の規定によると、中国は現時点で加工貿易（限制類）に対して、異なる企業管理類別、商品類別、企業区域に分け、次のように異なる銀行保証金台帳制度を実施している。

管理類別	商品類別	企業區域
A/B	制限輸入類商品、及び制限輸入/輸出類商品につき、納めるべき台帳保証金は次のように計算する。 （全ての制限類輸入商品につき納めるべき輸入関税+輸入時の増値税）×50%	東部地区では銀行保証金台帳「実転」管理を実施。 中西部地区では、銀行保証金台帳「空転」管理を実施。
	制限輸出類商品につき、納めるべき台帳保証金は次のように計算する。 保稅輸入原料備案總額×（制限類商品輸出備案總額/加工貿易輸出商品備案總額）×綜合稅率（現時点では 22%）×50%	
C	加工貿易（限制類）商品類別及び企業區域を問わず、全ての保稅輸入原料につき納めるべき輸入関税と輸入時増値税の合計の 100%を保証金として納め、且つ銀行保証金台帳「実転」管理を行なう。	
D	加工貿易（限制類を含む）業務を行うことはできない。	

以上の制度は輸出加工区、保稅區などの税関特殊監管區域（税関特殊監管區域には、現時点で、銀行保証金台帳制度を実施していない）、及び税関特殊監管區域外の転廠（深加工結轉方式）により、国内にて制限輸入類商品を転入したり、制限輸出類商品を転出したりする加工貿易業務には適用されないことにご注意いただきたい。

备注:

请点击以下网址, 查看相关法律的全文内容:  
商务部、海关总署公告 2007 年第 44 号公布《加工贸易限制类商品目录》

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html>

商务部、海关总署、银监会公告 2007 年第 71 号  
《台账保证金缴纳方式公告》

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200709/20070905062889.html>

(里兆律师事务所 2007 年 09 月 14 日整理编写)

備考:

関連する法律の全文内容をご覧になるには、下記 URL をクリックしてください。

商務部、税関総署公告 2007 年第 44 号公布「加工貿易制限類商品目錄」

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200707/20070704918873.html>

商務部、税関総署、中国銀行業監督管理委員会公告 2007 年第 71 号「台帳保証金納付方法についての公告」

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200709/20070905062889.html>

(里兆法律事務所が 2007 年 9 月 14 日付けで作成)